

# レーン-メイドナー・モデルの特質とその成立背景

岡 本 英 男

## 1. はじめに

戦後、スウェーデンの代表的経済政策であるレーン-メイドナー・モデルは1970年代に死滅したかのように思われたが、近年その有効性が再び注目を浴びようになっている<sup>1)</sup>。

本稿は、このレーン-メイドナー・モデルの内容とその成立背景を明らかにすることを通じて、そのモデルの特質を深く理解することを課題とする。それは、筆者がこのモデルをケインズ政策と並ぶ首尾一貫した福祉国家の経済政策であったと評価するからであり、時代の変化に合わせて修正を加えるならば、将来においても福祉国家を支える経済政策となる資格は十分にあると考えるからである。

本論に入る前に、古い時代の評価の代表として、ピーター・ドラッカーの評価を、そして近年における評価の代表として、ロバート・ポーリンの評価を紹介しておこう。

ピーター・ドラッカーは、スウェーデンの経済成長と労働者の生活安定にとってレーン-メイドナー・モデルが果たした役割とその意義について、次のように述べている。

レーン・プランは、スウェーデンの経済改革の大きな原因となっている。スウェーデンは、その人口の大部分にとっては、1950年になってもまだほとんど低開発国であった。労働力の大部分は、生産性も収入も低い活動分野に雇用されていた。しかし、それから20年後の今日、スウェーデンは技術面で世界の指導者の一人となり、生活水準はアメリカに次いで第2位となった。スウェーデンの労働者は、日本を含めた他のどの国よりも大きな比率で転職してきたのに、混乱は少なく変化に対する抵抗もほとんどなく、新しい技能を身につけ新しいことを学ぶ意欲は盛んである。スウェーデンは、レーン・プランの実施によって、労働者に対して大きな責任をとることになったが、それに伴う経費はたいしたものではなかった。スウェーデンにおいては、失業手当が非常に高額であるにもかかわらず、アメリカの産業界が各種の補完的失業手当と離職手当によって支払っているよりもおそらくは少ない金額を仕事と収入の維持のために支出している<sup>2)</sup>。

最近ではロバート・ポーリンが、アメリカのネオリベラルの経済政策に代わる、もう一つの経済政策という文脈で、レーン-メイドナー・モデルを推奨している。彼は、このモデルこそがスウェーデンの平等主義を支えたとして、次のように述べる。

スウェーデン経済は、積極的な労働市場介入と制限付きの雇用ターゲット政策の結合という総合的アプローチをつうじて、インフレを制御しながら、適正な賃金での完全雇用状態を実現できるとメイドナーおよびレーンは考えた。実際にスウェーデンは、このレーン-メイドナー・モデルに近いアプローチを採って、1951～2000年のほとんどの期間にわたって失業率を平均2%以下に維持し、同時にインフレを平均4.4%に保つことに成功した。最初にこのアプローチを採り始めたころ、スウェーデンは豊かでも平等主義的でもなかったけれど、今やスウェーデンは豊かで平等主義的な安全な国になっている。レーン-メイドナー・モデルは、スウェーデンを今日の姿にするうえで重要な貢献をしたのは確かである<sup>3)</sup>。

## 2. 宮本太郎氏の理解

本節では、わが国におけるスウェーデン福祉国家及び労働問題の代表的研究者である宮本太郎氏のレーン-メイドナー・モデルについての理解を、宮本（1994）に依拠しながら、見てみることにしよう<sup>4)</sup>。

スウェーデンの労使関係が労使双方の全国組織によって中央交渉を軸に展開しはじめるのは、1950年代に入ってからである。労使の自発的な協定として有名なサルチオバーデン協定が1938年に締結されるが、その段階では団体交渉は依然として産別レベルで行われていた。この労使中央交渉は、朝鮮戦争を契機とするインフレ状況のなかで、賃金形成の集権化をとおして賃上げ競争の抑制を図ろうとするSAFと、賃金交渉に価格インデックス条項の導入を図ろうとするLOとの間の妥協の結果生まれたものであった。中央交渉の導入によって、スウェーデンの団体交渉は、①LOとSAFを中心とする全国レベルの中央交渉、②中央交渉の結果を具体化する産別レベルの交渉、③産別交渉の結果に基づく企業レベルの交渉、の三重構造をもつことになった<sup>5)</sup>。

中央交渉制度を前提として展開されたLOと社民党の長期戦略は、その発案者のレーンとメイドナーにちなんでレーン-メイドナー・モデルと呼ばれた。レーン-メイドナー・モデルは、連帯的賃金政策、抑制的経済政策、積極的労働市場政策を結合した政策パッケージとして構想された。

まず、労働組合が担うのは連帯的賃金政策である。これは、企業や産業部門ごとの生産性の相違や利潤率の如何にかかわらず、同一職種の労働に同一の賃金を対応させ、労働組合の連帯を強化しようとしたものである。

次に、レーン-メイドナー・モデルは、労働側が連帯的賃金政策をとる条件として、政府がインフレ抑制的な経済政策と積極的市場政策をとることを要請していた。インフレ抑制的な経済政策は、産業構造の高度化という観点からは望ましいことであるが、消滅を余儀なくされる低生産性部門の労働者の打撃を避ける必要がある。その役割を果たすのが、職業訓練や

労働力移動に伴うサービスなどによって低生産性部門から高生産性部門への円滑な労働力の移動を支援する積極的労働市場政策である<sup>6)</sup>。

このようにレーン-メイドナー・モデルを紹介した後、その政策効果について次のような評価を下している。

この長期戦略の結果として、賃金格差の縮小ははっきりと進行した。また、産業構造の高度化という点でも、その意図はかなり実現された。ただし、インフレ抑制については成功したとはいえ、とくに1970年代初頭の石油ショックを契機とするコストインフレは、賃金ドリフトとあいまって深刻な呈し、ついに1974年と75年に政府は所得政策的介入に乗り出さざるをえなくなった<sup>7)</sup>。

以上の宮本氏の説明で、われわれはレーン-メイドナー・モデルのおおよその政策的特徴を理解しうようになったが、その根本にある思想と理論的特徴をより明確にするため、次の節にて、そのモデルの出発点となったLOでの2人の主張をやや詳細に見ることにしよう。

### 3. 1950年代初期におけるレーンとメイドナーの論文

レーン-メイドナー・モデルの構成要素は、1970年代にレーンが新たに提案した限界雇用助成金を除けば、最初にほぼ出そろった。それは『労働組合運動と完全雇用』(Meidner, Lehn et al.)と題された1951年LO大会に提出された報告書である。その報告書のなかで、レーンとメイドナーはケインズ主義に対する彼らの代替案を展開した<sup>8)</sup>。

本稿においては、1952年にラルフ・ターヴェイによって編集・翻訳された『完全雇用下における賃金政策』に収められている2人の論文、「完全雇用下における賃金政策のジレンマ」(ルドルフ・メイドナー)と「安定の問題：分析といくつかの政策提言」(ヨスタ・レーン)に依りながら、2人の政策思想を紹介していこう<sup>9)</sup>。

#### (1) メイドナー論文「完全雇用下における賃金政策のジレンマ」

以下は、メイドナー論文の要約である<sup>10)</sup>。

今日の経済状況の特徴は、明らかに需要過多、供給不足のインフレ経済であり、今後それはしばらく続くであろう。さらに、完全雇用それ自身は一現在の経済状況における変化とかかわりなく一経済政策の基本的目標である。いかなる政府といえども完全雇用の要求を無視することはできない。そして、将来においてもできないであろう。

戦後の完全雇用が大衆にとってのみならず経済の専門家の大部分にとってもほとんど突如出現して以降、この新しいタイプの社会が自らのなかに抱え込む困難に直面する準備が我々のほうに十分にできていなかった。生産能力を最大限まで利用する社会における労働組合の賃金政策の立場は、われわれが直面せねばならない中心的問題の一つであることが判明した。

労働市場の状況は雇用主に対する労働組合運動の戦術的立場を強化しているが、それと同時に他方で社会は労働組合が安定化政策に協力することを、すなわち実現可能な賃上げ要求を控える形をとる協力を要求している。

この問題の存在はエコノミストによって、とくにイギリスとアメリカのエコノミストによって見過ごされてはこなかった。たとえば、ベバリッジは著書『自由社会における完全雇用』のなかでこの問題を分析するのに数ページを割いている<sup>11)</sup>。産業と労働の能力が最大限まで利用されているときに賃金の引き上げを要求することはインフレ傾向を引き起こす原因となり、かくして完全雇用政策を危険にさらすことになる。そのような展開を防ぎ、対抗するためのかれの示唆は、異なった労働組合の賃金労働者は中央集権的な賃金政策を形成するために執行部によって調整されるべきであるというものであった。

賃金政策の領域における完全雇用の困難を解決するためのベバリッジの勧告をより詳細に検討する前に、完全雇用がどのようにして賃金を押し上げるのかをより具体的に指摘することにしよう。

さまざまな国における過去数年の過剰雇用は、ある一般的な結論を引き出すことを可能にしている。はじめに、ブーム期における高利潤は賃金上昇のための良好な基礎を構成している。希少な労働を求める企業間の競争と他の企業を出し抜こうとする企業の意思は、政府の物価統制の有効性によってのみチェックされる。最初に、ある重要な生産部門における、そして次に別の部門における明白な不足を抱えた特徴的なインフレ状況は、あるグループの雇用者と被用者を、所得改善を、すなわち物価引き上げと賃金引き上げを要求するうえで有利な立場に置く。一般的な経済的理由のために、社会はそのような要求を引き受けざるをえなくなる。しかし、これらの要求は、しばしば同様に正当な議論に基づいた他のグループからの類似の要求をスタートさせる傾向をもつ。しかしながら、この所得のスパイラルは産業労働者の異なったグループに対する賃金引き上げに限定されない。それが産業賃金、公務員の俸給、農民の所得の間の「調整不良」を生みだすとき、それは最も危険な段階に達する。一つのグループの行動が他のグループにも波及するほとんど自動的といってもいい過程は、多くの国の戦後経済における恐ろしい現象となった。

今のところ、この展開が異なったグループ間での所得平準化を、すなわち農業労働者と産業労働者の間、男と女の間、都市の賃金労働者と農村部の賃金労働者の間、熟練労働者と未熟練労働者の間の平準化を、もたらしたことは明らかである。この平準化は部分的には労働組合の意識的努力によるものであるが、主にそれは完全雇用によって可能になった。完全雇用は低所得グループの労働不足を際立たせ、そのことが彼らの立場を強化してきたからである。

しかし、賃金格差が部分的に廃止される前に、反対方向への別のトレンドが生じつつある。この新しい格差傾向は国家の側での物価統制における様々な規制手段を利用しようとする企

てと密接に結びついている。今まで採られてきた物価政策は生産の歪曲の原因となるというリスクをもっている。完全雇用であるが不完全な統制方法をもった民主的社会において、異なった統制の様々な効率性のために相対的な物価水準は変化するかもしれない。現在、統制は主に生活必需品に限定されているので、それほど重要でない商品の物価構造はより自由になっている。物価に関するこれらの条件は賃金に関するところでも同様な結果をもたらす。スウェーデンのような国における賃金構造は国家の統制から完全に自由なので、物価構造における相違が賃金構造にも同様な影響をもたらす可能性がある。すなわち、統制されていない、または統制が容易ではない産業部門において、相対的に高い賃金を可能にするという問題を引き起こす可能性がある。

ベバリッジの恐れはその後現実化した。完全雇用下の労働市場の一般的状況—重要な産業における労働不足、賃金格差の平準化傾向、生産のゆがみ—は賃金引上げの要求を生みだした。かくして、労働組合運動は、伝統的な方法を守り、貨幣価値の絶えざる低下の帰結を受け受けるか、それとも新しい方針に沿った賃金政策を打ち立てるか、という決断を迫られている。伝統的な方法に固執するならば、それがもたらすインフレ過程の不可避の結果としての生産の停滞や低下によって、賃金稼得者は悪影響を受けることになるであろう。それゆえ、ベバリッジに代表される経済学者と労働組合出身の多数のスポークスマンは、中央集権的な賃金政策の望ましさを指摘してきた。それは労働組合と労働運動の利益のみならず全体としての社会の利益をも考慮する。

これらの考えがヨーロッパの民主主義諸国における労働組合の政策の指針となることが、以前よりも多くなってきた。労働組合の自由を傷つけないで、同時にインフレ的な賃金の動きによって経済が混乱にさらされることを避ける努力がなされつつある。しかしながら、この分野において獲得された経験は、明確な解釈を許容するほど十分に広がりをもったものとはなっていない。さらに、この一般的に受け入れられている新しい賃金政策の前提条件は批判的な検討に服されてきたが、それはきわめてわずかでしかない。それゆえ、少し以前に発表された H.W.シンガーの論文<sup>12)</sup>は特別な注目に値する。

シンガーは永続的な完全雇用のもとでの伝統的賃金政策の基本的問題について明白に理解している。しかし、かれは賃金交渉の中央集権化がよい解決策であるというベバリッジの単純な結論にも疑問を投げかけている。そのような中央集権化は生産と賃金構造の間のバランスを達成するうえで可能な手段でもないし賢明な手段でもないと考えている。さらに、労働者の観点からすると、好況期における賃金抑制の要求と不況期においてのみ賃上げを要求する自由はまったく魅力的ではありえないと考えている。

「経済的事実に基づいた」賃金政策に対する主張もまたシンガーによって認められていない。彼の主たる反対は、企業によって与えられた事実をさらに深く議論することなしに労働組合運動は受け入れる可能性は少ないというものである。さらにシンガーは、協定によって

決められた賃金は最低賃金の性格を持つものであり、使用者は個々のケースにおいてそれに乗せることができる、ことを強調する。

シンガーの観察に基づくところの見解は、非常に重要である。もし、労働組合運動が中央集権的賃金政策を受け入れたならば賃金を引き上げることによって労働者の生活を改善するという、労働組合の以前からの最も重要な仕事を放棄することになる。かつて、労働組合の古典的定義は「彼らの労働生活の条件を維持し改善する目的のための賃金稼得者の持続的組織」であったが、いまやそれは今日の歴史家によって「生産者の組織された集団として賃金稼得者と俸給稼得者の国民生活への参加の組織」といった具合に拡張されてきている。

この必要な再編過程にまつわるリスクは、労働運動の目的があまりにも突然転換したので労働組合員の大多数が新しい目的を彼ら自身のものとしてみなすことが困難になり、この過渡期の期間労働組合が深刻な困難にさらされることである。これらの困難は、労働者のグループの具体的であるが近視眼的利益とは対照的に、労働階級と全体としての社会の利益に対する責任は大衆の訓練を前提とすることから生じるであろう。経済的現実には経済理論よりもはるかに個人の意見に影響を及ぼす。協定の外で重要な非公式の賃上げが存在すれば、労働組合組織とその指導部に対する信頼は損われるであろう。

中央集権的な賃金政策のこれらの困難は、2つの極端な代替案、すなわち伝統的で、分権的な賃金政策の継続という案、あるいは労働市場での自由を放棄することによって労働運動がそれ自身犠牲になるという案に導くかもしれない。

最初の行動方針は最終的に完全雇用の放棄に導くことになるであろう。しばらくの間は、継続的な賃金と物価の引上げの効果は物価統制という手段と補助金によって外見上中立化されるかもしれない。しかしながら、このシステムは高いコスト水準が輸出市場において競争を困難にするやいなや暗い運命をたどることになるであろう。

その正反対の代替案は経済計画化の教条主義的立場から言及されつつある。しかし、1945年にスウェーデン労働組合総連合の執行部によってなされた「国家による賃金規制は、労働組合組織が独立した党派的性格を喪失することを意味する」という声明は、労働組合の自由を侵害する方針に対してはきっぱりと拒否している。もし、労働組合が自分で自分たちの賃金政策を決定する権利をもたない、そしてそれに対して責任をとる権利をもたない交渉団体へと変質してしまうならば、労働組合員の組織に対する希望と関心は弱まるであろう。労働組合組織はもはや協定を締結する最終的決定権をもたないという意識は共通の利益と道徳的力という感覚を弱体化するにちがいない。そのような感情はかつてずっと労働組合の標語であったし、いまなおそうである。それゆえ、労働運動から自由な組織としての性格を奪うと同時に経済的及び政治的権力センターとしての性格を保持しようという信念は幻想であることがわかる。

労働組合は極端な代替案を拒否することは明らかであるので、労働組合の自由がない国家

による規制社会へ突き進むことなく、不安定な戦前の社会へ再び復帰するのを防ぎうるような労働組合政策の綱領を依然掲げるであろう。賃金協定がもはや賃金水準を決定しないのであれば、「責任」や「合理的」賃金についての議論はナンセンスである。それゆえ、主要な条件は過剰な金銭的要求の排除である。それこそ、物価と賃金の両方に影響を及ぼす過剰支払の真の原因なのである。労働組合運動ほどこの過剰な要求によってその存続を脅かされる組織はない。労働組合はもし存続を望むならば、賃金形成過程においてその支配的な立場を維持しなければならない。

労働組合運動の基礎固め、中央集権制の強化、経済の安定（激しいインフレ傾向の排除）が達成されるならば、一般的な経済政策の調整と労働組合政策の調整にとっての障害物はほぼ排除されることになるであろう。そのような状況において、生産を促進する賃金政策はインフレ傾向の恐れを引き起こさないであろう。重要な問題は、異なったタイプの生産の重要性と労働市場における状況に関連して賃金の格差を決定することであろう。労働組合運動が生産と効率性の増大のための道具として賃金政策を用いることができるかどうかは、その目標に導く政策を作成する政府の能力と社会の異なったグループのそのような政策を受け入れる意思にかかっているであろう。

## （2）レーン論文「安定の諸問題：分析といくつかの政策提言」

続いて、レーンの論文を要約することにしよう。

最近、完全雇用をいかに達成するかについては比較的注意を払われることが少なくなり、完全雇用と安定を結びつける問題により注意が払われるようになった。部門ごとの賃金交渉が物価と賃金の水準を絶えず引き上げないとしても、現在存在するよりも高度な賃金政策の中央集権化が、すなわち経済学者がしばしば主張するところの「責任ある」あるいは「合理的」な賃金政策が、おそらく必要となるであろう。しかしながら、こう述べることは十分ではないし、主要なことがらですらない。もし、労働市場における自由が完全雇用社会において維持されるのであれば（ストライキの権利、集会的協定の枠組みの内部での個別の賃金の自由な決定、労働の自由な選択など）、そしてこれにもかかわらず賃金が生産性と並行して発展していくようにするには、次の2つの他の一般的条件が満たされなければならない<sup>13)</sup>。

### 1. 平均利潤は高くあってはならない。

しかし、平均利潤は完全雇用の状態においては非常に高くなる傾向をもつ。もし、雇用を減らすことなく一般的な利潤水準を削減するための政策手段がとられることがなければ。これは困難であるが、必要なことである。もし利潤が高ければ、生産性上昇率以上の賃金上昇は物価の上昇へと導き、高利潤とその後のインフレが最終的に完全雇用の崩壊をもたらすであろう、という信念を労働組合の指導者がもっているときですら、自由な労働組合運動は賃

金引上げの要求を控えることは不可能となるであろう。

## 2. 異なった技能水準、事故率、その他に原因する正当なプレミアムとして受け入れられないような、大規模な賃金格差は存在すべきではない。

長期間にわたる「自由」な部門別交渉の過程で維持されてきた不正は、ひとたび完全雇用が達成されればこれ以上受容されえない。現在の完全雇用の最も顕著な特徴の一つは、低賃金の雇用者や産業が労働者を獲得するために相対的な賃金を引き上げざるをえないということである。今や我々は労働不足のためにほとんど単一の労働市場を獲得するにいたった。そして、このことは不当な賃金格差を不可能にしている。

これらの2つの条件は次のような異なった形で表現することができる。(1) 賃金の安定した発展は、経済政策の他の要素によって、すなわち「責任ある」賃金政策にもかかわらず利潤を通じて一般的賃金水準を押し上げる経済政策の他の要素によって、破壊されるべきではない。(2) 賃金システムは内的な一貫性を付与されねばならない。これを達成することは、賃金政策の作成者の仕事であり、中央集権化の主要な存在意義である。

われわれは、これらをそれぞれ外的条件と内的条件と呼ぶことにする。「外的」と「内的」は、多かれ少なかれ賃金政策に対して権威ある影響力をもっている労働組合の中央組織の見解に関係している。

### a. 賃金安定の外的条件

過大な賃金上昇の傾向の原因は、失業の排除の結果もたらされた労働組合の強力な交渉力の中にもみ存在するのではない。完全雇用と完全雇用は永続的に維持されるという確実な期待もまた高利潤をもたらす傾向をもつにちがいがなく、そのことによって利潤の獲得のために必要となる労働を求める激しい競争を引き起こす。このことは購買力を増大させることになる賃金上昇を導き、かくしてそれがさらに物価を上昇させ、利潤をいっそう増大させる<sup>14)</sup>。

もし、完全雇用が労働供給よりも労働に対する有効需要を増大させることによって達成されるのであれば、そのような帰結は不可避である。もし、完全雇用がこのような形であらゆるところで達成されるならば、財と労働に対する需要が多く分野でもあまりにも過大となり、インフレが出現する。かくして、経済の大きなセクターでの生産資源の過大な逼迫を防ぐための国家統制を必然化するような過剰雇用の傾向は、避けなければならない。それゆえ、われわれは企業間における過剰な賃金競争が阻止されるように一般的に利潤を低く抑えなければならない。しかし、利潤の低下は、ある分野において民間のイニシアティブのみでは雇用を不足させるということを意味する。そのために、失業が出現するのを防ぐために、特別な国家の努力が要求される。

かくして、完全雇用政策には2つのオルタナティブが存在するといえる。(1) インフレ的な有効需要をつうじて達成される完全雇用。それは統制によってチェックされる(物価統制、投資統制、賃金統制、または労働組合による「理性」と「責任」の行使)。(2) 同程度の雇用は、民間企業が労働供給と同じ水準に労働需要を保ちえない地域や産業において特別の雇用を創出する特別な政策手段によって補完された、より低い水準の有効需要を通じて達成される。その場合、低い労働需要の地域や産業から労働需要の高い地域や産業に移動させる強力な刺激策もまた必要となる。

一般的に有効需要を供給よりも大きくすることによって完全雇用を達成するであろうと述べることは、民間企業にとって良好な利潤の結果として、すなわち労働の存在量と同じだけ雇用することが企業にとって利益になると考えるほど良好な利潤の結果として、完全雇用が生まれるであろうと述べることである。この政策はある期間においては追求することが可能であるが、社会主義者の見解からは望ましいものでもないし、また実際に可能なものでもない。このことから、労働組合に対してある一定期間を超えてそのような政策を受け入れるよう要求することはまちがっている。

しかし、この政策はスウェーデン、イギリス、その他の国々でまさに実行されている政策である。これらの国々の政府は生産が総需要に追いつくように賃金凍結または抑制的な賃金政策を狙っている。これらの政府は、当然たくさんの細かい規制を実行することの困難に気づいて、総生産と総需要の間のよりよいバランスを達成しようと試み、すべての所得の増加を止めさせるよう試みている。しばらくは、この方法は成功することができるかもしれない。そして、もしあらゆる利用可能な手段を用いてインフレ抑制の攻撃を通じて急激なインフレにブレーキをかける必要性が生じたならば、その利用が必要になるかもしれない。

もし、インフレにブレーキをかける政策が実際に成功するならば、貯蓄は非常に大きくなり、投資のコントロールは廃止しうようになる。生産と有効需要のバランスは投資の削減を通じてではなく、貯蓄の増加によってもたらされるべきである。もし、国民の大きな部分、そして賃金稼得者の大きな部分がこの貯蓄を生みだすならば、すべてうまくいくであろう。しかし、このことはなかなかありそうもないことである。通常、信頼の置ける貯蓄の源泉は未分配の利潤である。そして、実際に、このことは明瞭にあるいは暗黙に、われわれの政府によって述べられていることである。企業家が利潤を確保し、高率の投資のために必要な資本を供給しうるように労働者は利潤が高くなることを許容しなければならない、と述べられている。

換言すれば、労働者に賃上げを抑制するように求めることは、政府が統制を廃止することができるように、労働者は高利潤を許容しなければならないということである。利潤が十分に増大し、最も緊急を要した再建投資が完成したとき、われわれは貯蓄と投資の間のそれほどインフレ的でないバランスに到達するであろう。そして、その時になって、労働組合は組

合員の購買力の増大を試みてもよい。しかし、われわれがそのようなところに到達したときですら、この政策を続けようとするならば、労働組合はこれらの高利潤を削減しないよう求められるであろう。さらなる生産の増大によってこれらのことが可能となる限りにおいて、賃上げを要求するよう自己抑制することが求められるであろう。なぜならば、民間企業が高い労働需要と高い投資を通じて完全雇用を提供するように利潤は高く維持されなければならないからである。しかし、このことは労働組合に何か不合理なことをするよう求めることを意味する。労働組合は戦時中と戦争直後において高利潤を許容する不自然な政策を受け入れてきた。しかし、この事実は労働組合がそのことを永遠になしうること、またなすべきであるという結論へと導くべきではない。たとえ、労働組合がそれを試みたとしても、労働組合は成功しないであろう。

#### b. 賃金安定の内的条件

適切な低水準の利潤は、急激な賃金上昇を防ぐための十分な条件ではない。もし国家があらゆる犠牲を払っても雇用を維持すると約束すれば、労働者のあるグループは自分たちの組織的な賃上げ要求が彼らの産業部門の大きな部分を撲滅することになるという事実を無視することができる。もし、民間企業がマイナスの利潤のために雇用を提供することができないのであれば、国家がかれらに雇用を提供しなければならないと彼らは主張することができる。完全雇用社会においては、あらゆる労働組合がその雇用者の支払能力に敬意を払うことは不必要になる。あらゆる労働組合は、彼らの労働が利潤を生みだしているかどうかにかかわらず賃金政策を作成することができる。過去において組合があまりにも多くの企業の採算がとれなくなるような賃上げを一般的に要求してこなかったという事実は、正当な利潤を獲得する資本家の権利についての道徳上の良心のとがめによるものではもちろんない。それは、あまりにも高い賃上げ要求は失業を意味するという認識によるものである。定義上、完全雇用社会は、国家が新しい雇用創出をつうじて、または利潤を回復すように物価上昇を許容する金融政策を通じて、この種の失業によって脅かされている人々をつねに救う社会である。かくして、もはや組合は、自分たちの賃金政策が組合員の雇用に及ぼす影響を考慮に入れる必要はない<sup>15)</sup>。

実際、戦時中と戦争直後においては、労働市場はここで描いたような完全雇用状態にかなりの程度合致するように機能してきた。産業や企業の賃金支払い能力の相違によって生みだされる賃金の相違は、現在では相当程度消失した。先にすでに述べたように、分離していた労働市場はより大きな一つの労働市場に近づいてきたので、低賃金を支払っている企業が労働者を維持し続けることは不可能になった。このことは、大部分の西ヨーロッパ諸国に当てはまる。いくぶん単純化して述べれば、戦前の水準の失業を抱えた経済システムにおいては、賃金がそれぞれの産業の賃金支払い能力の相違に適応していかなければならなかったが、戦

後の完全雇用のもとでは、産業が一つの賃金水準に自らを適応させていかなければならなくなった。

もちろん、われわれがそのような単一の賃金水準を達成したということは、完全に真実ではない。あらゆる国々において、そしてスウェーデンにおいても、賃金構造においては多くの顕著な不公正がある。

ある程度、賃金交渉システムは低賃金グループの賃上げ要求がよりよい賃金グループの水準に到達するまで増大し、そしてその後、より高賃金のグループが他の多くのグループが賃上げを認められているということを理由に賃上げを要求するというふうに機能する。完全雇用の時には、この両方の要求に対して十分に聞き入れることが可能である。こういうふうにして、労働組合の賃金政策はインフレの自然発生的要因となりがちである。それゆえ、ひとたび完全雇用が永続的になれば、物価上昇期の到来は不可避のように思われる。この時期には、賃金稼得者の異なったグループの間の受容可能で持続可能な関係をつくりだすことが必要である。そのことは、新しい賃金構造が打ち立てられねばならないことを意味する。

公正な相対的賃金の樹立を目標とした中央集権的に計画された賃金政策は存在しなかったが、実際には労働組合運動に責任をとるよう求めることが理にかないうのはこの点にかかわる。このことは、労働組合の中央団体が賃金スケールの上方に位置する個々の全国組合に完全雇用によって獲得した交渉力を濫用することのないように求めなければならないことを意味する。国家による完全雇用の保障は無条件ではないということ、賃上げの雇用への影響に国家がつねに対処するわけではないということ、個別の組合に説明するのは、まさにこの中央団体なのである。中央団体は理にかなった賃上げを支持し、それほど理にかなったものではない賃上げを阻止しなければならない。行動の主たる基準となるのは、異なった産業における異なった利潤ではなく、それぞれのグループの相対的賃金のあり方である。賃金政策においては、連帯が存在しなければならない<sup>10)</sup>。

相対的賃金の調整はより積極的な労働市場政策として利用されるべきである、としばしば主張される。賃金はより多くの労働者を必要とする産業において高くされ、労働に対する需要が減少している産業において低くされるべきである、と。しかしながら、このことが実現する可能性は、非常に低い。労働の移動を相当の規模にまで拡大しようとするならば、賃金の格差をかなり大きくすることが必要であろう。貨幣賃金を削減しうる可能性はないので、そのような政策は絶えざる賃金上昇を招くことになるであろう。

他方、産業間の労働配分のためのよりよい手段の必要性は増している。拡大している産業に労働力を追加供給していく可能性は、失業予備軍の廃止と並んで他の理由によっても減少しつつある。ほとんどの国において、労働人口の平均年齢が徐々に上がっており、そのことは労働の移動性を少なくしている。賃金政策からせいぜい期待しうることは、賃金の格差が産業間の再調整の妨害をしないことである。このことは、技能の相違やその他の条件によっ

て正当化されない賃金格差を廃止する第2の動機となっている。

それゆえ、変化しつつある労働需要に迅速かつスムーズに反応させるより効力ある方法を案出することが、必要であるように思われる。強調点は、計画的な産業配置、十分に組織された労働交換などの形での労働市場政策に置かれなければならない。しかし、これですら十分なようには思われない。著者の見解においては、通常の賃金システムに「変化に対する報酬」が追加されねばならない。この「変化に対する報酬」は拡大する産業に参入してくる新規労働者のための「訓練プレミアム」の形をとるのが最上であろう。それに加えて、旅費が支払われるべきである。他の産業からやってくる人々が仕事の変更に伴う経済のおよび個人的犠牲に対して相当な補償を得ることは、既存の労働者にとってより受け入れやすい。もちろんこの報酬は、変化であればどのような変化であれ、変化に対する報酬として与えられるべきではない。報酬は、いかなるミーンズテストなしに、ある産業やある地域にある職業から他の産業や他の地域にある職業に移動する労働者に対してのみ与えられるべきである。

すでに述べたように、労働組合運動は、高水準の利潤を受け入れるためにではなく、利潤と賃金の総額のうち賃金のシェアを増加させるために、完全雇用を利用しなければならない。その後引き続いて価格が上昇しないように監督するのは、国家の仕事でなければならない。利潤マージンを労働組合の満足のいくように十分低く保つためには、〈物価統制〉が用いられなければならないと考えられるかもしれない。しかし、長期的には、より一般的なスケールで賃金と利潤の間のバランスを維持する手段として価格統制を利用することは、効力がなく、多くの場合有害な結果をもたらすであろう、ということをも明らかにしておくことは必要不可欠である。

効力をもちうる分野で物価統制を厳しくすればするほど、産業は統制が困難な他の分野に参入することによって、完全雇用にとって必要となる高水準の有効需要から利益を得たいと思うようになる。一部の著者はこの複雑性を完全に見過ごし、ぜいたく品を統制することは不必要であるが、必需品については政府は価格統制をおこなわれなければならないと述べる。このことは戦時政策としては意味をもっていたが、それは長期的には意味をなさない。

かくして、結論は次のようになる。物価が行政的方法によって適切にコントロールされえない生産分野においては高価格で販売する可能性は廃止されねばならない。このことは、インフレは生産性を引き下げることになる物価統制によってではなく、貨幣手段（金融政策）によって、購買力の抑制によって、退治されなければならないことを意味する。

購買力を制限する投資の制限もまた、物価統制と同様な欠陥がある。投資の抑制は、大規模な建設や土木事業を制限するときにも最も効果的である。しかし、それは多数の小規模な投資や租税回避を目的とした投資をカバーすることができない。

### c. 具体的政策提言

安定の前提条件として、利潤マージンは完全雇用のときに労働組合が確保しうる高賃金と租税による購買力の抑制の間で厳しく絞りとられなければならない。長期的には、この条件が満たされた場合においてのみ、インフレ促進につながるような生産の歪み、過剰雇用、賃金増加は回避されうる。以前に示してきたように、利潤形成の可能性の削減は次のような点まで進まねばならない。ある特定の点で、新規雇用を創出する国家政策が完全雇用を保障するためにとられねばならない。というのは、インフレを回避するのに必要な財の供給と購買力との間のバランスがすべての地方で適切な雇用量を自動的にもたらすということは、期待できないからである<sup>17)</sup>。

新規の雇用をどのような方法で創出するかが、第2の問題である。原理的に必要とされることは、予算余剰の一部を過剰な労働供給の存在する産業と地域から労働者を移動させるのを奨励するために用いることである。限界企業に対しては、何らかの助成が必要となるかもしれない。

必要なバランスを創出することの困難は、それが直接税の大規模な増税という手段によって達成できないからである。直接税がデイスインセンティブ効果をもつという話には、そしてこれらの税を回避する努力から生産の歪みが生じるといふ話には、正しい点がたくさんある。かくして、直接税の代わりに間接税が課されなければならない（利潤やその他の所得に対するネットの課税ではなく、利潤に対するグロスの課税）。労働運動には間接税に関して古くからの反感がある。というのは、間接税は賃金稼得者の低所得層に打撃を与えるとされているからである。しかし、実際には、間接税は所得再分配の手段となりうるのである。間接税収入の一部を児童手当の引上げ、老齢年金などの形でそれを最も必要としている人々に返還しうるようにするために、間接税は相当高くしなければならぬ。しかし、このことから離れても、インフレのリスクなしに利潤を犠牲にして所得稼得者の低層の部分のために賃金引上げを行うために間接税を増税するという提案に対してこの古い議論は有効ではない。そのような間接税の増税が労働者の利益になることは、確かである。また、間接税の一部を資本財と資本財の生産に課すことは可能である。そのことによって、利潤はより直接的に制限されるであろう。

効力ある完全雇用政策をもつ社会において予想される危機のタイプは、一方におけるインフレ傾向と過剰雇用、他方における地方の雇用困難との間の矛盾である。そのような状況を克服しようとするならば、国家はインフレのリスクをもたらしことなしに古い職業を継続しえない人々のための仕事を創出するために国民所得のかなりの部分を吸収しなければならない。かくして、国家があまりにも詳細な規制政策なしに経済の安定と完全雇用政策の両方を保障しようとするならば、国家は全国民所得のますます大きな割合の使用を自ら決定し、指揮しなければならない。

経験が示すように、経済の安定はただ租税（税率や税種）を操作することによって維持されえない。しかし、それにもかかわらず、税におけるいくつかのバリエーションは目標とされなければならない。少なくとも、有限会社の直接税と投資財に対する間接税に関しては。

安定したバランスを維持するための一般的計画は一高雇用を促進するための一貫した低利子率とその他の手段の助けによってその基礎が据えられた後は一、それゆえ以下のようにされるべきである。国家歳入は、通常の状態をカバーするのに必要なよりも高い水準に維持されるべきである。インフレ傾向のときには、歳入の一部はインフレを緩和するために予算黒字として不胎化しうる。地方における雇用の困難と一般的なインフレのリスクの両方が存在するときには、雇用を創出するための政策のために黒字部分を使用することができる。もし、たとえば国外経済の影響によって経済が不況に向かう傾向を見せたならば、予算を長期的な財政政策に基づいてよりラジカルに赤字とすることも可能となる。生産の構成と労働市場の発展に影響を及ぼす介入は一般的に望ましい拡大方向に対する支援という形をとるべきであり、現在行われているように、行政的統制によって望ましからぬ発展を抑圧という形をとるべきではない。

もし、政府がネガティブな性格をもった詳細な物理的統制を避けたいのであれば、そして多くの国の政府は今このことを賢明にも実行しているのであるが、政府は2つの政策のうちどちらかを選ばなければならない。(1) 資本家が価格メカニズムの力によって生産と労働の両方を指揮するのを許容する。(2) 政府が完全雇用、貨幣の安定（金融の安定）、経済システムを機能させるうえで必要な柔軟性を確保できるようにするために、政府自身の手にかかりの程度この手段を掌握する。不幸にも政府は、しばしば補助金の助けでもって生活コストを低く抑えることによって、喉から手が出るほど必要な投資の源泉である高利潤に対する労働者の同意を買い取ろうとしてきた。そのような政策の成功のチャンスはめったにない。労働組合の組合員はすべての新規の資本の所有者として民間の資本家を受け入れる、と期待することはできない。かくして、もしインフレ的な賃金上昇を避けようとするならば、国民的富の増加はかなりの程度高賃金と高税率を基盤とした大衆によってなされる集会的貯蓄の結果とならなければならない。

完全雇用は労働者階級に有利なように、とくに労働組合員に有利なように、経済権力を再分配することを意味する。労働組合はこの権力の増大から利益を得るが、同時に労働者は賃金増加の一部を国家が取り去ることを許容することによって安定と進歩の両方に責任をもたなければならない。

#### 4. レーン-メイドナー・モデルの成立背景

第2次大戦の終了後、アメリカ、そしてヨーロッパの政治家、経済学者の大部分は、ちょ

表 1 スウェーデンにおける生活費・生産性・賃金の年上昇率と平均失業率 (%)

期間	生活費	工業の 生産性	工業における 名目時間賃金 (男子労働者)	工業における 実質時間賃金 (男子労働者)	平均失業率 (労働組合員)
1923 - 30	-1.0	2.6	2.0	3.1	11.3
1930 - 33	-2.4	2.6	-2.4	0.0	18.6
1933 - 37	1.5	3.3	1.9	0.4	16.0
1937 - 39	3.0	2.5	4.4	1.4	10.3
1929 - 39	0.1	3.0	1.3	1.2	14.7
1939 - 45	5.9	-0.2	6.1	-0.2	7.8
1945 - 48	2.6	4.8	10.0	7.2	3.3

出典) Lundberg (1952) P.12 より引用。

うど第1次大戦後がそうであったように、西側経済は不況に突入するであろうと信じていた。アメリカにおいて全国資源計画委員会 (NRPB) によって『保障、労働、救済の諸政策』が1943年に公布されたのも、そしてイギリスにおいてベヴァリッジの手によって『自由社会における完全雇用』が1944年に公布されたのも、戦後の深刻な不況到来を見越してのことであった。しかし、戦後の不況は実現することはなかった。むしろ、多くの国において経済は過熱し、思いがけず完全雇用が実現することになった<sup>18)</sup>。

とくに、原料、半製品、投資財に特化していたスウェーデン産業にとって、マーシャル・プランの助けによる急激な西ヨーロッパ経済の復興は非常に有利に働いた。国内の企業は需要を満たすほど十分早く企業の生産能力を拡大することができなかった。その結果、スウェーデンの経済は深刻な過熱経済へと突入していった。そのことによって、失業率の低下、名目賃金と生活費の急上昇という、戦前には見られなかった新しい経済が登場した(表1を参照)<sup>19)</sup>。

戦後初期において、インフレ傾向は拡張的な経済政策によっても強化された。実際、1950年代の半ばになってはじめて、スウェーデン経済の安定化のために金融政策が用いられた。当時、国は低金利政策を強力に追求していた。戦争終結時から1950年代半ばにかけて、財政政策が完全雇用と経済の安定のために用いられてきた主要な政策手段であった。主に反景気循環的であったけれど、少なくとも1947年から1960年にかけて財政政策は拡張的であった<sup>20)</sup>。

政府は1940年代後期にはインフレとその悪影響を抑制するために、イギリスのベバリッジ計画と労働運動の戦後のプログラムに沿った多数の臨時的政策手段を導入した。外国からのインフレ輸入を排除するために、スウェーデン・クローナは1946年に17パーセント切り上げられた。1946 - 48年において、国内のインフレは物価統制、消費財および石油に対する特別税、法人税引き上げのための法改正、建設業に対する規制によって対処された。しかしながら、需要は相変わらず高いままで、輸入が急激に増大し、その結果スウェーデンの国際

収支は悪化することになった。輸入が1947年に規制され、労働組合は1949 - 50年に賃金凍結に同意した。そして、1949年にスウェーデン・クローナは米ドルとの関連で30パーセントも切り下げられた。この通貨の切り下げは朝鮮戦争期の良好な輸出価格とむすびついて1950年代初めにスウェーデン産業において利潤ブームを引き起こした。それはとくに原料産業において著しかった。高いインフレ率にもかかわらず、政府はクローナの引き上げを回避し、物価統制、在庫価値に対する厳格な適用、利潤凍結、消費財に対する規制、投資と輸出に対する課税によって加熱した経済を冷却させようとした<sup>21)</sup>。

戦後初期において、スウェーデンの政治家たちはケインズモデルのなかに彼らが自由に用いることのできる経済安定化のための優れた政治的諸手段が存在すると信じていた。しかし、そのモデルは反景気循環的諸政策を擁護はしていたものの不況下の経済のために考案されたものであり、ほぼ完全雇用状態にある加熱した経済のために考案されたものではなかった。ヨスタ・レーンとルドルフ・メイドナーはLOのエコノミストとして働きながら、戦後初期の時代においてケインズ主義政策についてますます批判的になっていった。全般的な拡張政策は「過剰雇用」に導き、それは高いアブセンティズムと転職率、労災リスクの増大をもたらす。それはまたインフレと資源配分と成長に対する悪影響を意味する。さらに、ケインズ主義は総需要に及ぼす効果においてインフレ的であるのみならず、分配に対する予期せざる、そして意図せざる効果によってもインフレ的となった。拡張的な金融政策と財政政策は異なった賃金稼得者グループの間で緊張を生み出し、労働運動内部の統一を妨げることになった。特定の技能に対する高需要と供給の限界は「賃金ドリフト」を引き起こした。賃金ドリフトは相対的な賃金を維持するために他の被用者グループからの補償要求を生み出す。このように、完全雇用下のケインズ政策は市場の力によって利益を得る被用者グループと利益を得ることのできないグループの間の紛争を悪化させ、インフレ的な賃金スパイラルを引き起こす<sup>22)</sup>。

ケインズ主義は完全雇用にとってすら脅威であるとレーンとメイドナーは考えた。拡張的な金融政策または財政政策はインフレと経常収支の赤字を引き起こす。これらの問題は引締めの経済政策を呼び起こし、今度はその政策が失業を引き起こす。2人のLOのエコノミストは永続的にインフレ率をコントロールする政策でもってケインズ主義的なストップ・ゴー政策を置き換えたいと考えた。かれらによれば、ケインズ主義的な完全雇用政策の文脈において、規制の諸手段によってインフレを抑制することができない。規制は包括的でありうることはほとんど不可能であり、成長と雇用の観点からすると、規制の影響を受けるのは「間違った」企業と産業部門であることがしばしば生じる。所得政策の協定は達成が困難であり、また過熱した経済の下では効力が弱い。また、所得政策の協定は労働市場組織の独立的地位を脅かし、組合員の目から見た労働組合の正統性を弱める。「賃金抑制」の宣言は労働組合の主要な任務と両立不可能である。というのは、労働組合の任務は労働組合員のためのできるだけ高い賃金上昇を達成することにあるからである<sup>23)</sup>。

以上のような問題意識でもって、『労働組合運動と完全雇用』と題された 1951 年 LO 会議に提出された報告書のなかで、レーンとメイドナーはケインズ主義に対する彼らの代替案を述べたのであった。

## 5. レーン-メイドナー・モデルの特質

ここで、レーン-メイドナー・モデルの特質をエリクソンによって描かれた図 1 を参照にしながら、述べていくことにしよう。

このモデルの主要な目的は、完全雇用と物価安定を結びつけることであった。しかし、このモデルはまた、戦後における他の経済政策の目標である成長と平等をも目的としていた。そして、政策手段としては、緊縮的一般経済政策、連带的賃金政策、労働市場政策、公的貯蓄、限界雇用助成金を用いていた。ここでは、そのうち緊縮的財政政策、連带的賃金政策、労働市場政策に焦点を絞り、このモデルの特質を見ていくことにしよう<sup>24)</sup>。

### (1) 緊縮的財政政策

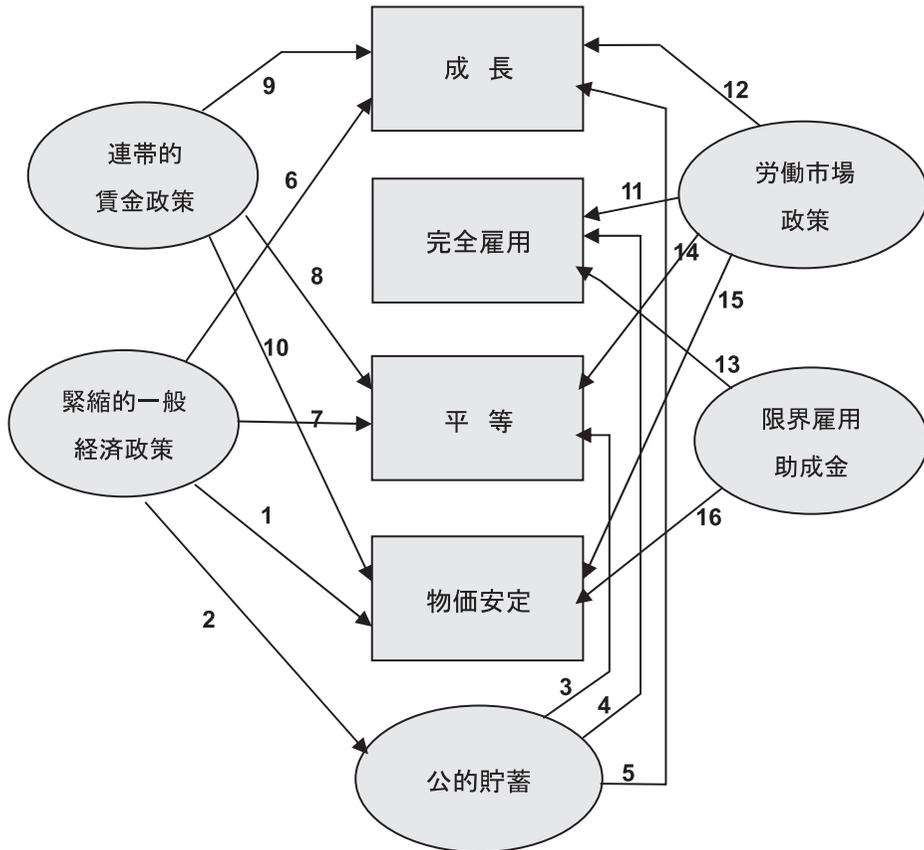
レーン-メイドナー・モデルはインフレ率を抑制するために経済政策全般を緊縮的にすることを擁護する(図 2 の矢印 1)。その場合、金融引締めよりも財政引き締めに優先した。その中心となる考えは、財政政策は景気循環全体に対して引締め基調であるべきであるというものであった。彼らの経済安定化プログラムは、完全雇用に近づいたときには財政引締めに勧告するケインジアン<sup>25)</sup>の考え方以上のものであった。景気循環全体に対して財政引締めをするもう一つの目的は、公的な貯蓄剰余を創出することである(矢印 2)。公的貯蓄は所得と富の分配の観点から民間貯蓄よりも望ましい(矢印 3)のみならず、産業政策における雇用と成長の目標の達成においても望ましい(矢印 4 と 5)。

レーンとメイドナーはまた、経済政策全般にわたる緊縮政策は非生産的企業の強制的閉鎖を通じて企業内部の合理化と構造的変化を促進する(矢印 6)。緊縮的経済政策の更なる目的は彼らのモデルの平等原則を支援することであった(矢印 7)。賃金ドリフトを抑制することによって、その政策は賃金が仕事の内容よりも企業間の利潤性の相違を反映するというリスクを軽減するからである。

### (2) 連带的賃金政策

連带的賃金政策は会社の利潤性(収益力)に関係なく同等な仕事に対して同等な賃金を意味する(矢印 8)。異なった賃金稼得者グループ間の賃金格差は許容されるが、それらは短期的な利潤や労働市場の条件ではなく労働環境、責任、経験と教育における「客観的」な差異を反映するものでなければならない。

図1 レーン-メイドナー・モデル手段と目的



出典) Erixon (2001) p.17 より引用。

連带的賃金の平等原則は、1930年代においてすでにLOによって採用されていた。しかし、レーンとメイドナーはまた連带的賃金政策を主に構造的変化を通じた全般的な経済成長を奨励する手段として、そしてインフレ的な賃金引上げ競争を緩和する手段として考えていた(矢印9と10)。

連带的賃金政策は経済政策全般にわたる緊縮政策と一緒にあって収益性の最も弱い企業と産業を消滅させる危険性にさらす。その脅威は閉鎖—企業閉鎖は資源をダイナミックな産業部門に移転させることを可能にする—や収益性の最も弱い企業や産業の合理化へと導く。同時に、連带的賃金政策は最も収益力のある企業や産業における「過剰利潤」をもたらす。それらの企業や産業は連带的賃金政策がなければより高い賃金を払わなければならなかったはずである。これらの利潤は既存の収益力のある企業の自己金融能力を増大させ、成長力のある産業部門に新会社を設立しようとする動機を強化する。さらに、連带的賃金政策による大規模な利潤格差は収益力の低い産業部門から高い産業部門へと資源を移転させるインセンテ

イブを強化する。

レーンとメイドナーの連帯的賃金政策の選好は、労働市場に内在する惰性のためはかなり程度の労働の流動性を創出するには賃金格差は増大しなければならないという信念に基づいていた。産業部門間の大きな賃金格差は分配の観点から受け入れられないのみならず、それらはまた賃金—賃金スパイラルによってインフレ的になる。

レーンとメイドナーはまた、公正な賃金はそれ自体でインフレ的な賃金レースを抑制するというを前提にしていた。賃金格差に異議申し立てをする状況がなければ、他の賃金稼得者の賃上げに追いつこうとする賃金稼得者の要求はそれほど激しいものにはならないことを彼らは希望していた。このことから、レーン-メイドナー・モデルにおいて中央集権的団体交渉は賃金抑制に導くことになる。しかし、それは連帯的賃金政策の条件を創出することによって間接的に導かれるのである。

### (3) 労働市場政策

経済政策全般に緊縮政策をとることは他の事情が同じならば、経済のいくつかの部門において失業を引き起こす。とくに利潤の条件が変動するならば、そうなる。さらに、連帯的賃金政策が追求されるときには、「構造的失業」の傾向が表面化する。それにもかかわらず、完全雇用達成のためのレーンとメイドナーの中心的勧告は労働市場政策の手段であった(矢印 11)。

労働市場政策は、選択的需要政策、供給志向的諸政策、労働市場のマッチング過程を改善するための行為という、3つの部分に分けることができる。需要志向諸政策は総需要に及ぼす影響をできるだけ少なくしなければならないので、特定の被用者グループ、企業、地域を対象を絞られるべきである。労働市場の供給サイドは移転と再訓練の助成金や職業訓練プログラムの導入によって影響を受けることになる。他方、公共の職業紹介サービスは仕事の応募と仕事の募集を調整することになる。エリクソンは、供給志向と調整志向の諸政策がレーン-メイドナー・モデルにおける労働市場政策の中心的要素であると考えている。というのは、それらは短期的に失業を削減する以外の目的をもっているからである。

供給サイドの政策とマッチング政策の一つの目的は、労働者のアベイラビリティを改善し、労働市場の調整能力を改善することである。かくして、労働市場は成長産業部門の労働調達を促進することによっても経済成長を刺激しえることになる(矢印 12)。さらに、労働市場政策はインフレとの戦いにおいて重要な武器となる。レーンとメイドナーは、もう一つの経済政策である経済全般についての拡張政策はインフレ的であるのに対して、労働市場政策はインフレ抑制効果をもつ(矢印 13)ということを強調していた。労働移動の刺激は、高需要部門における賃金上昇率を抑制し、労働不足の形でのボトルネックを緩和することになる。

しかしながら、レーン-メイドナー・モデルにおいて労働市場政策は賃金削減へと導くべき

であると結論することは、間違いである。労働市場政策は失業を防ぐがゆえに、不況期における賃金切下げを防ぐことになる。レーンとメイドナーは、労働市場政策のこれらの賃金引上げ効果は景気循環全体を通じて明白であると想定していたように思われる。緊縮的一般経済政策は労働市場政策のインフレ効果に対抗するものと考えられている。

労働市場政策はまた、より大きな平等を達成する目標においても役割を演じる。産業部門間の著しい賃金格差は、もし労働の流動性を促進する諸手段がとられなければ、成長企業が高賃金でもって労働者を引き寄せようとするときに生じるであろう（矢印14）。とくに、連带的賃金政策は停滞産業部門から成長産業部門への労働移動をスピードアップさせるために政府が採用する政策諸手段によって促進される。完全雇用を保障することによって、労働市場政策はまた機能的所得分配を労働に有利なように変化させるべきである。そして、かくして、付加価値のなかで占める賃金稼得者のシェアを増加させるべきである。

レーン-メイドナー・モデルはケインズ主義の時代において、とりわけケインズ革命をいち早く経験し、完全雇用を約束している社会運動が大きな影響力をもっている国において確かにラジカルな思想であった。2人の労働組合のエコノミストはあえて緊縮的な一般経済政策を推奨し、物価の安定を完全雇用の優先と同等の地位に置いた。

レーン-メイドナー・モデルは加熱した経済のなかで形成されたという事実が、その性格を決定した。労働市場政策の目的は、地域政策をも含めて、緊縮的一般経済政策と連带的賃金政策の帰結である「失業の島々」を排除することであった。レーンとメイドナーは深刻な不況期における伝統的な赤字政策や反景気循環的政策一般に反対したわけではなかった。しかし、そのモデルの緊縮的財政政策の擁護は、完全雇用に近いときは拡張的政策は慎重に用いられなければならない、場合によっては財政と金融の引締めによって置き換えられなければならないという慎重なケインズの勧告以上のものであった。安定政策の枠組みを設定するために、財政政策の基調は一景気循環全体を通じて緊縮的であることが望ましいとされた。インフレとの戦いは高失業の時期においてすら中断されようとはしなかった。拡張的な財政金融政策は限界雇用助成金のようなインフレ抑制的諸手段でもって補完されなければならないとしていたことが、その大きな特質であった<sup>25)</sup>。

## 6. むすびにかえて

戦後スウェーデンの代表的経済政策であるレーン-メイドナー・モデルの基本的内容を、ラルフ・ターヴェイによって編集・翻訳された『完全雇用下における賃金政策』に収められているメイドナーとレーンの論文を紹介することによって、またエリクソンのレーン-メイドナー・モデルについての解釈を援用することによって明らかにしてきた。また、そのモデルの

成立背景についても明らかにしてきた。

しかしながら、このモデルがスウェーデンにおける実際の経済政策にどのような形で、またどの程度まで採用されたかについては本稿では扱わなかった。また、グローバル化が進み、そしてサービスと人的資本がますます重要性を帯びてきた現在の経済において、果たしてレーン-メイドナー・モデルがどれほど有効性をもちうるかについての検討は本稿ではまだ行っていない。これらのついでの研究、さらに本稿が対象としたモデルの成立背景や経済論争についてのより本格的な研究は他日を期したい。

付記：本研究は、東京経済大学 2007 年度共同研究助成費（研究課題番号 D07-01）による研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 2007 年度スウェーデン研究調査旅行におけるインタビューのなかで、現在におけるレーン-メイドナー・モデルの積極的意義を教示してくれた、ストックホルム大学のレナート・エリクソン准教授と VINNOVA 研究所のヤン・エドリング氏に感謝申し上げます。
- 2) Drucker (1974) pp.290-291, 邦訳, pp.478-479. ドラッカーは、レーン-メイドナーモデルに基づいて実施されたレーン・プラン＝スウェーデン方式の特質を次のように把握している。  
スウェーデン方式は、1950 年代初めに労働組合の指導者ヨスタ・レーンによって考案されたものである。レーンは、スウェーデンが産業、経済の構造を変えて伝統的な低技術、低生産性の産業を縮小しなければならないことを明らかに理解していた。同時に彼は、労働者には保障を与えねばならないことも十分に理解していた。スウェーデン方式では、欧米の大部分の国で支持されている方式とは対照的に、企業や産業は雇用を維持するように奨励されていない。それとは反対に、技術開発や経済変動によって生じることになる過剰雇用に対して事前に対策を立てるように奨励されている。同時に、企業や産業は、将来どれだけ労働力を増やして、どんな技能を必要とするのかを予測するよう期待されている。この予測情報は、政府、使用者、労働組合の 3 者で構成する半官半民の組織であるレーン委員会 (the Rehn Board) に提出される。そこで、このレーン委員会が過剰従業員の収入を保障することになる。レーン委員会は、過剰従業員を再教育し、新しい仕事を見つけて、そこに配置する。必要とあれば労働者を新しい場所に移動させて、引っ越しに伴う費用を負担する。Drucker (1974) p.290, 邦訳, pp.477-478.
- 3) Pollin (2005) pp.100-101, 邦訳, pp.224-225.
- 4) 同様の見解は、宮本 (1999) pp.120-127 にて、より詳細に展開されている。
- 5) 宮本 (1994) p.33.
- 6) 宮本 (1994) pp.33-35.
- 7) 宮本 (1994) p.35.
- 8) レーンとメイドナーのその後の仕事はレーンによる限界雇用助成金の提案とメイドナーによる賃金稼得者基金の提案を除けば、オリジナルなモデルにほとんど何も付け加えることがなかったことを根拠にして、エリクソンはレーン-メイドナー・モデルと LO 報告とを同一に扱うと述べている。Erixon (2001) p.16. 宮本氏もまた、LO 大会報告『労働組合運動と完全雇用』こそ、レーンとメイドナーの著作や 2 人の考え方が体系的に提起された文書であるとして、その報告書に基

## レーン-メイドナー・モデルの特質とその成立背景

づきながら2人の戦略とその基本的コンセプトを明らかにしている。宮本（1999）pp.120-127を参照。

- 9) 『完全雇用下における賃金政策』に収められているその他の論文として、「賃金政策のいくつかの争点についての概観」（エリック・ルンドベレイ）、「レーンのアプローチに対する批判」（エリック・ルンドベレイ）、「ルンドベレイ教授に対する反論」（ヨスタ・レーン）、「労働組合、インフレーション、完全雇用」（クリステル・ヴィックマン）がある。レーンの提言に対するルンドベレイの基本的批判点は、賃金およびある程度の利潤の平準化は資源の効率的配分にとって有害であるというものであった。レーンとルンドベレイの見解の相違とその論争の背景については、Lindbeck（1995）pp.39-44、邦訳、pp.39-44を参照せよ。
- 10) 以下の文章は、Meidner（1952）pp.16-29を要約したものである。
- 11) Beveridge（1944）pp.198-201、邦訳（下）pp.16-20。
- 12) Singer（1947）pp.438-455。
- 13) 以下の項は、Lehn（1952）pp.30-32を要約したものである。
- 14) 以下の項は、Lehn（1952）pp.32-39を要約したものである。
- 15) 以下の項は、Lehn（1952）pp.39-49を要約したものである。
- 16) エリクソンによれば、レーン-メイドナー・モデルにおける連帯的賃金政策は、時々同等でない仕事に対して同等な賃金という政策と混同されるが、それは一般的な賃金の平等化というよりはむしろ公正な賃金格差を打ち立てるという野心によって支配されていた。Erixon（2001）p.18。実際に、レーンはこのような誤解を防ぐために、連帯的賃金政策について次のように詳しく述べている。「スウェーデンの議論のなかで使われてきた、この連帯というフレーズのもともとの意味は、既存の賃金格差の縮小を目標とした多かれ少なかれ中央集権的な政策を指すものであった。この原理は後になって一賃金稼得者の異なったグループ間の所得格差の大部分が事実上廃止されたとき一修正され、いまや賃金格差は労働の種類に依存すべきであるという内容となっている。たとえば、重労働と汚れ仕事は簡単で快適な仕事よりも相対的に多く支払われるべきである、と。このことはまた、賃金率は特定の産業の利潤の大きさや労使間の交渉力によってのみ決定されるべきではないということの意味する。もし、ある産業の生産性が他の産業によって支払われている平均賃金より低い賃金しか支払うことができないのであれば、低賃金は受容されるべきではない。その結果、その産業は高賃金を相殺するに十分な合理化をなしえない、または補助金を受けるに値すると見なされないのであれば、その産業は縮小しなければならないであろう。もし、ある産業が補助されるのであれば、それは低賃金を通じて被用者によって経済援助されるのではなく、全体としての社会によって援助されるべきである。」（Lehn（1952）pp.43-44。）このようなレーンの考え方は、競争社会において日常発生する所得の減少から個人や集団を保護することは職業選択の自由と調和しない、というハイエクの考え方と対照的である。Hayek（1944）、とくに9章を参照せよ。
- 17) 以下の項は、Lehn（1952）pp.49-54を要約したものである。
- 18) トン・ノートマンズによれば、1945年以降の成長レジームの有効性は、厳しい引き締めのなマイクロ経済政策をとることなしにインフレを封じ込める能力に依存していた。1940年代後半における賃金と物価の統制の広範な利用がインフレ・スパイラルを防ぎ、かくして緊縮的なマイクロ経済レジームの必要性を未然に回避したとき、異なったジレンマが出現した。すなわち、無限に戦時統制に頼ることなく、完全雇用の状態でいかにインフレを低く維持するかという問題が。ノー

タマンズによれば、1940年代後期と1950年代前期のインフレ圧力は、失業を再導入することになる新しい政策レジームを呼び起こすことなしに、次の3つの政策適応を促進した。

第1に、戦時統制が徐々に廃止されるにつれて、二者間あるいは三者間の所得政策がインフレを緩和するための中心的柱になった。オランダにおいては、誘導された賃金政策のシステムが1960年代半ばまで維持された。ノルウェーにおいては、そのようなコーポラティスト的な賃金交渉システムはすでに1950年代に打ち立てられていた。スウェーデンにおいては、中央集権的な二者間協定を通じた賃金と物価の緩和が次の数十年間の支配的パターンとなった。

第2に、フルスピードで走る経済における需要圧力を削減するために財政政策がより積極的に利用されるようになった。そのレジームでは、所得の抑制に全面的に頼ることによって、経済を安定化させることは不可能であった。もし、名目賃金の抑制がインフレを抑制する上で主要な責任を果たそうとするのであれば、その政策は労働市場の過度の逼迫を防ぐ経済政策によって支持されなければならなかった。十分に逼迫した労働市場においては、賃上げ抑制の政策はワークしなくなる。というのは、労働組合の内部の統一にとって脅威となるからである。雇用者が労働者を引きつけるために中央集権的団体交渉で同意されたよりも高い賃上げを提供しようとする点で、労働組合の指導部はその正統性を失いたくなければ賃上げ抑制の政策を放棄せざるをえなくなる。スウェーデンでは、そのような状況をすでに1947年に経験した。そのとき、LOと雇用者連合のSAFがともに賃上げ抑制の緊急のアピールを発したという事実にもかかわらず、賃金は急激に上昇した。組合の対応は有名なレーン・メイドナー・モデルであり、そのモデルが50年代と60年代においてSAPのマクロ経済政策の多くを規定した。そのモデルははっきりと短期の需要管理に景気過熱を回避し、中央集権的団体交渉の一貫性を維持するために景気引き締め役割を与えていた。

第3に、需要圧力は金融政策の適用を促進した。インフレ的景気過熱の持続的な脅威のために、硬直的な低金利政策へのコミットメントは放棄されなければならなかった。しかしながら、将来の需要と利潤についての楽観主義的予測を前提とすれば、生温い利子率の変更はそれほど効果がなかった。期待利子率との関係で低水準から出発すると、割引率のモダレートな引き上げは産業への貸付を阻止するうえでそれほど効果がなかった。同時に、公衆が産業への投資の方がより魅力的であると考えらるならば、中央銀行が流動性を削減するために公衆に国債を売る公開市場政策を追求することは困難になった。1920年代初期の線に沿った金融安定化恐慌の選択は土台無理であったので、中央銀行は投資する意思を削減するのではなく、信用割り当てという手段によって投資に融資する金融システムの能力を削減しようと企てた。信用割当は金融システムの貸付高に天井を一時的に課すことによって経済における流動性の量をより直接的にコントロールすることを可能にした。

オランダにおいては、1950年における中央銀行による臨時の緊急手段として初めて量的信用割当が用いられた。その1年後に、信用割当制度に関する法律がそのような手段の利用を制定した。同年に、スウェーデン中央銀行が信用割当制度を採用することを許可された。ノルウェーにおいては、信用割当は国家と金融機関の間の協定の形で1955年に導入された。イギリスにおいては、産業に対する銀行貸し付けの制限は1940年代後期にはじまる金融政策の一要素として用いられた。

要約すると、50年代初期に次の数十年に典型的となる政策パターンが出現した。逼迫した労働市場状態が賃金抑制を強制する頂上団体に過度の緊張を強いるようになると、マクロ経済政策

は短期間の引き締めに訴えた。成長と完全雇用に対するマクロ経済当局の長期におよぶコミットメントを前提にすれば、そして長期的なマクロ経済の成長志向を支えるために所得政策に頼らざるを得ない状況において、これらの短期のマクロ経済の引締めはレジーム・チェンジとしてではなく単に短期の処置として解釈された。したがって、民間セクターの成長エンジンに否定的な影響を与えることなく採用することが可能であった。Notermans (2000) pp.160-163.を参照。

- 19) 戦争直後のスウェーデンの経済状況、経済政策、政策をめぐる論争については、Lindbeck (1975) の1章と2章を参照せよ。
- 20) Erixon (2001) p.21, Lindbeck (1975) pp.102-106, 邦訳, pp.106-109.
- 21) Erixon (2001) pp.14-15.
- 22) Erixon (2001) pp.15-16.
- 23) Erixon (2001) p.16.
- 24) 以下の叙述は、Erixon (2001) pp.17-21 に依拠している。
- 25) Erixon (2001) p.21 を参照。

#### 参 考 文 献

- Beveridge, William H. (1944), *Full Employment in a Free Society*, London: George Allen & Unwin Ltd.
- Drucker, Peter (1974), *Management : Tasks, Responsibilities, Practices*, Harper and Row. P・F・ドラッカー著, 野田一夫・村上恒夫監訳『マネージメント (上) (下)』ダイヤモンド社, 1974年。
- Erixon, Lennart (2008), "The Rehn-Meidner Model in Sweden : Its Rise, Challenges and Survival," Department of Economics, Stockholm University.
- Erixon, Lennart (2004), "A 'Third Way' in Economic Policy : A Reappraisal of the Rehn-Meidner Model in the Light of Modern Economics," in *Neo-Liberal Economic Policy : Critical Essays*, edited by Philip Arestis and Malcolm Sayer, Cheltenham : Edward Elgar Ltd.
- Erixon, Lennart (2001), "A Swedish Economic Policy – The Rehn-Meidner Model's Theory, Application and Validity," in *Gosta Rehn, the Swedish Model and Labour Market Policies : International and National Perspectives*, edited by Henry Milner and Eskil Wadensjo, London : Ashgate Ltd.
- Hayek, Friedrich A. (1944), *The Road to Serfdom*, Chicago : University of Chicago Press. F・A・ハイエク著, 一谷藤一郎訳『隷従への道』東京創元社, 1954年。
- Lindbeck, Assar (1975), *Swedish Economic Policy*, Edinburgh: Clark Ltd. アサー・リンドベック著, 永山泰彦・高宗昭敏・島和俊・小林逸太共訳『スウェーデンの経済政策』東海大学出版会, 1981年。
- Lundberg, Erik (1952), "General Survey of Some Issues of Wage Policy," in *Wages Policy under Full Employment*, edited by Ralf Turvey, London : William Hodge Ltd.
- Meidner, Rudolf (1952), "The Dilemma of Wages Policy under Full Employment," in *Wages Policy under Full Employment*, edited by Ralf Turvey, London : William Hodge Ltd.
- Robert Pollin, (2005) *Contours of Descent : U. S. Economic Fractures and the Landscape of Global Austerity*, New York : Verso. ロバート・ポーリン著, 佐藤良一・芳賀健一訳『失意するアメリカ経済』日本経済評論社, 2008年。

Rehn, Gosta (1952), "The Problem of Stability : An Analysis and Some Policy Proposals," in *Wages Policy under Full Employment*, edited by Ralfh Turvey , London : William Hodge Ltd.

Singer, H. W. (1947), "Wage Policy in Full Employment," *The Economic Journal, The Journal of The Royal Economic Society*, Vol., LV II, December 1947.

宮本太郎 (1999), 『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学—』法律文化社。

宮本太郎 (1994), 「労使関係と労働市場」岡沢憲芙・奥島孝康編『スウェーデンの経済』早稲田大学出版部, 所収。